

昭和三十八年厚生省令第十号

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令
 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第四項及び第五項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 国民健康保険の調整交付金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十二条第三項に規定する交付金の交付額の算定に関しては、この省令で定めるところによる。

（普通調整交付金の交付）

第二条 普通調整交付金は、第四条の規定により算定した調整対象需要額（以下「調整対象需要額」という。）が第五条の規定により算定した調整対象収入額（以下「調整対象収入額」という。）を超える都道府県に対して交付する。

（普通調整交付金の算定）

第三条 普通調整交付金の額は、当該都道府県の調整対象需要額から当該都道府県の調整対象収入額を控除した額とする。

（調整対象需要額の算定方法）

第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額

イ 当該都道府県内の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に係る次に掲げる額の合算額の総額

(1) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る入院時食事療養費の支給（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「規則」という。）第二十六条の五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る入院時生活療養費の支給（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る保険外併用療養費の支給（規則第二十六条の七第二項において準用する規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）に要した費用の額であつて、当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5) 当該年度の前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該審査決定しているものの額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割

した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額

(6) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における入院時食事療養費の支給（規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）に要した費用の額

(7) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における入院時生活療養費の支給（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものを除く。）に要した費用の額

(8) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における保険外併用療養費の支給（規則第二十六条の七第二項において準用する規則第二十六条の五（規則第二十七条の十四の五第六項において準用する場合を含む。）の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(9) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下同じ。）から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養及び生活療養に係る療養費並びに特別療養費の支給に要した費用の額との合算額

(10) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における移送費の支給に要した費用の額

(11) 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

ロ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額

ハ（一）に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る（二）及び（三）に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

（一）イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）

(2) 法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第七百三十三条の四第二項第一号に規定する基礎課税額を含む。二（二）及び（三）において同じ。）に係る部分に限る。二（一）及び第七條第一項第一号二（一）において「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

(3) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。二（三）及び第七條第一項第一号二（三）において同じ。）に相当する額の総額

ニ 次に掲げる額の合算額

- (1) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額の総額
- (2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第一号ニ（二）において同じ。）に相当する額の総額
- (3) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額
- (4) 当該年度における当該都道府県に係る法第七十条第三項の規定による負担金の額
- (5) 当該年度における当該都道府県に係る法第七十二条の二第二項の規定による繰入金の額
- イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額
- イ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金の納付に要した費用の額
- ロ（一）に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の（二）及び（三）に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額
- イに掲げる額
- (1) イに掲げる額
- (2) 法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第二号に規定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ（一）及び第七条第一項第二号ハ（一）において「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額
- (3) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。ハ（三）及び第七条第一項第二号ハ（三）において同じ。）に相当する額の総額
- ハ 次に掲げる額の合算額
- (1) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額の総額
- (2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第二号ハ（二）において同じ。）に相当する額の総額
- (3) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額
- イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額
- イ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金の納付に要した費用の額
- ロ（一）に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の（二）に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額
- イに掲げる額
- (2) 当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第三号に規定する介護納付金課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ（一）及び第七条第一項第三号ハ（一）において「介護納付金賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額
- イに掲げる額の合算額
- (1) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額の総額
- (2) 当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第三号ハ（二）において同じ。）に相当する額の総額
- 2 法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしてしている市町村（以下「一部負担金の割合軽減等市町村」という。）に係る前項第一号イ（一）に規定する療養の給付に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置（当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことをもつて足りることとされている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）に限る。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額（施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条の規定する厚生労働大臣の定める疾病（第五項において「特定疾病」という。）に係る療養の給付に要した費用の額を除く。次号において同じ。）に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 二 国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしてしている措置（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。）であつて、当該年度の四月一日（当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。）における当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 三 療養の給付に要した費用の額から前二号に規定する療養の給付に要した費用の額の合算額を控除した額
- 3 一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ（一）に規定する当該給付に係る一部負担金に相当する額は、前項の規定により算定した額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。
- 4 一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ（二）及び（六）に規定する入院時食事療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 第二項第一号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の入院時食事療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 二 第二項第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の入院時食事療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額

- 三 入院時食事療養費の支給に要した費用の額から前二号に規定する入院時食事療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額
- 5 一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する入院時生活療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 第二項第一号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の入院時生活療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 二 第二項第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の入院時生活療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 三 入院時生活療養費の支給に要した費用の額から前二号に規定する入院時生活療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額
- 6 一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 条例に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減する措置(当該被保険者が当該軽減された割合による一部負担金を保険医療機関等に支払うことをもって足りることとされている措置(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。に限る。))であつて、当該年度の四月一日(当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。))における当該措置の対象となる被保険者及び次号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の保険外併用療養費の支給についての療養(食事療養及び生活療養を除く。以下この項及び次項において同じ。))につき算定した費用の額(施行令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定を受けた者が受けた特定疾病に係る保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額を除く。次号において同じ。))から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 二 国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととされている措置(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である者に係る措置を除く。))であつて、当該年度の四月一日(当該措置の実施が当該年度の四月二日以後である場合にあつては、当該実施日の属する月の末日とする。))における当該措置の対象となる被保険者及び前号における措置の対象となる被保険者の延べ人数の当該市町村の被保険者の数に占める割合が百分の一を超えるものについて、それぞれこの号における措置の対象となる被保険者の保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 三 保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額から、前二号に規定する保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額
- 四 第一号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 五 第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 六 食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額から前二号に規定する食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額
- 七 第一号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 八 第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 九 生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額から前二号に規定する生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額
- 7 一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(11)に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
- 一 第二項第三号の規定により算定した費用の額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額
- 二 前項第三号の規定により算定した費用の額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額
- 三 第二項第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 四 前項第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる被保険者の療養の給付に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 五 療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養(食事療養及び生活療養を除く。以下この項において同じ。))につき算定した費用の額(療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額が当該療養につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額を超える場合の当該療養につき算定した費用の額を除く。))に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額
- 六 第二項第一号の規定により算定した費用の額、前項第一号の規定により算定した費用の額並びに療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額が当該療養につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
- 七 第一号の規定においてすべての被保険者について一部負担金の割合の軽減又は一部負担金の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられていないすべての市町村(以下この号において「すべての標準市町村」という。))の高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額の見込額をすべての標準市町村の療養の給付に要した費用の額並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額の見込額を除いて得た率(その率に小数点以下第三位未満の端数があるときは、この端数を四捨五入するものとする。))を乗じて得た額
- 8 第六条第一号ホからヌまで又はロに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される都道府県の調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該同号ホからヌまで又はロに掲げる額(同号ロに掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。))を控除した額とする。
- (調整対象収入額の算定方法)
- 第五条 調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合算額
- イ 次の式により算定した額(銭未満は四捨五入するものとし、五万二千九百六円九十六銭を超える場合は五万二千九百六円九十六銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。)

で又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。)に属する被保険者(以下このロにおいて「特例対象者」という。)の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七百七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

(2) 当該年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。)の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の九を乗じて得た額

(3) 当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。)の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯に属する被保険者(特例対象者を除く。)の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯に属する被保険者(特例対象者でない者であつて介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象被保険者等の属する世帯に属する被保険者(特例対象者を除く。)に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

(4) 当該年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料(法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。)の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯に属する被保険者(特例対象者を除く。)の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯に属する被保険者(特例対象者でない者であつて介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象被保険者等の属する世帯に属する被保険者(特例対象者を除く。)に係る保険料の総額を控除した額に十二分の九を乗じて得た額

ハ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、世帯主及びその世帯に属する被保険者(以下このハにおいて「世帯主等」という。)の収入の額の合計額が

当該世帯主等について生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定の適用があるものとして同法第十一条第一号から第三号までに掲げる扶助について同法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に千分の千五百五十五を乗じて得た額(以下このハにおいて「基準額」という。)以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の三分に相当する額以下である世帯の入院療養を受ける被保険者に対する一部負担金の減免額がある場合

当該入院療養に係る一部負担金の減免額(施行令第二十九条の二第二号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者に係る一部負担金の減免額については、当該被保険者がお負担すべき額について行った減免額に限る。)並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合計額の二分の一以内の額

二 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額(ハに規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。以下このニにおいて同じ。)並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額(ハに規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。以下このニにおいて同じ。)の合計額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額(ハに規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。)と同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。)からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額(ハに規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。)及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(ハに規定する入院療養を受ける被保険者に係る額を除く。)の合計額の百分の三に相当する額以上である場合

当該療養の給付に係る一部負担金の減免額(施行令第二十九条の二第二号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者に係る一部負担金の減免額については、当該被保険者がお負担すべき額について行った減免額に限る。)並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合計額の百分の八以内の額

ホ 次条第二項の規定を適用して算定した同条第一号に掲げる額のうち、流行病又は災害を原因とする疾病若しくは負傷に係る額の占める割合が十分の一を超える場合
次条第二項の規定を適用して算定した同条第一号に掲げる額に当該超える割合を乗じて得た額の十分の八以内の額

ヘ 次条第二項の規定を適用して算定した同条第一号に掲げる額のうち、地域的に発生する特殊疾病に係る額(法第五十五条第一項又は国民健康保険法施行法(昭和三十三年法律第九十三号)第五条第三項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給(以下「特別療養費給付」という。)に係る額であつて、当該疾病に係るものを除く。)の占める割合が百分の五を超える場合
次条第二項の規定を適用して算定した同条第一号に掲げる額に当該超える割合を乗じて得た額の十分の五以内の額

ト 次条第二項の規定を適用して算定した同条第一号に掲げる額のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)にいう被爆者に係る額(特別療養給付に係る額であつて、当該被爆者に係るものを除く。以下同じ。)の占める割合が百分の三を超える場合
当該被爆者に係る額の十分の八以内の額

チ 次条第二項の規定を適用して算定した同条第一号に掲げる額のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)附則第二条の規定に

より第二種健康診断受診者証の交付を受けた者であつて、原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律施行令（平成七年政令第二十六号）別表第一若しくは別表第三に掲げる区域（長崎県の区域内に限る。）又は別表第四に掲げる区域（原子爆弾が投下された際の爆心地から十二キロメートルの区域内に限る。）に居住するもの（以下「対象被爆者」という。）に係る額（特別療養給付に係る額であつて、対象被爆者に係るものを除く。以下同じ。）の占める割合が百分の三を超える場合

対象被爆者に係る額の十分の五以内の額

リ 次条第二項の規定を適用して算定した同条第一項第一号に掲げる額のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法に基づき定められた療養担当手当に係る額（特別療養給付に係る額であつて、当該療養担当手当に係るものを除く。以下同じ。）がある場合

当該療養担当手当に係る額の四分の三以内の額

又 次条第二項の規定を適用して算定した同条第一項第一号に掲げる額のうち特別療養給付に係る額がある場合

当該特別療養給付に係る額の十分の五以内の額

ル 次のいずれかに該当する直営診療施設（療養の給付を取り扱うため、市町村が設置する診療所をいう。以下「施設」という。）がある場合

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原群島若しくは沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第二条第二項に規定する離島（以下「特定地域」という。）内に所在する施設であつて、当該施設から通常の交通機関を利用して三十分以内に到達することができる区域（以下「三十分区域」という。）内に他の医療機関がないもの又は特定地域以外の地域内に所在する施設であつて、三十分区域内に他の医療機関がなく、かつ、当該施設を中心としておおむね半径四キロメートルの区域（以下「四キロ区域」という。）内に他の医療機関がないもの
- (2) (1) に該当しない施設であつて、四キロ区域内に他の医療機関のないもの

(1) に該当する施設がある場合にあつては、別表第一の二に掲げる額（その額が前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における別表第二の上欄に掲げる歳出予算科目に係る支出金の合計額から同期間における同表の下欄に掲げる歳入予算科目に係る収入金の合計額を控除した額を超える場合は、当該控除した額）の三分の二以内の額

(2) に該当する施設がある場合にあつては、別表第三に掲げる額（その額が前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における別表第二の上欄に掲げる歳出予算科目に係る支出金の合計額から同期間における同表の下欄に掲げる歳入予算科目に係る収入金の合計額を控除した額を超える場合は、当該控除した額）の十分の五以内の額

ヲ その他特別の事情がある場合

別に定める額

二 当該都道府県に特別の事情がある場合別に定める額

（市町村調整対象需要額の算定方法）
 第七条 市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ 当該市町村に係る第四条第一項第一号イ（一）から（一）までに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、当該前期高齢者交付金の額に次の式により算定した数乗じて得た額（ハ及び第三項において「前期高齢者交付金按分額」という。）を控除した額）

ロ 当該都道府県に係る第四条第一項第一号ロに掲げる額に次の式により算定した数乗じて得た額（第四項において「前期高齢者納付金按分額」という。）

ハ イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ（二）及び（三）に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ 次に掲げる額の合算額

- (1) 当該年度における当該市町村の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額
 - (2) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額
 - (3) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額
- 二 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額
- イ 当該都道府県に係る第四条第一項第二号イに掲げる額に次の式により算定した数乗じて得た額（第五項において「後期高齢者支援金等按分額」という。）

ロ イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ（二）及び（三）に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ 次に掲げる額の合算額

- (1) 当該年度における当該市町村の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額
- (2) 当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額

附則（昭和五十八年三月三十一日厚生省令第一四号）抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度における調整交付金から適用する。

附則（昭和五十九年三月三十一日厚生省令第一二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度における調整交付金から適用する。ただし、改正後の附則第十二項並びに附則第二項及び第三項の規定は同年度に係る調整交付金について適用する。

2 昭和五十八年度の調整交付金の額の算定については、第四条第一項第二号中「費用の額」とあるのは「費用の額の十分の九に相当する額」と、同項第三号中「一月一日から」とあるのは「二月一日から」とする。

附則（昭和六〇年三月三十一日厚生省令第一五号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年度における調整交付金から適用する。ただし、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新省令」という。）附則第十三項の規定は昭和五十九年度に係る調整交付金について適用する。（昭和五十九年度の特例）

2 昭和五十九年度における調整対象需要額は、新省令第四条第一項及び附則第十七項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額に新省令第四条第一項第三号に掲げる額を加えた額から新省令附則第十七項の規定による附則第十四項第二号に掲げる額から同項第一号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額を控除した額とする。

一 昭和五十九年一月一日から昭和六十年一月十日までの間の請求に係る昭和五十九年九月三十日までに行われた療養の給付に要した費用の額であつて昭和六十年一月二十日現在において審査決定しているものの額（以下「療養の給付費審査決定額」という。）から当該給付に係る一部負担金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）以下「法」という。）第四十一条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合が減ぜられているときは、減ぜられない割合による一部負担金とする。）に相当する額を控除した額と昭和五十九年一月一日から同年九月三十日までの間において療養費（その額が当該療養に要する費用の額の十分の七に相当する額を超えるときは、療養費のうち当該療養に要する費用の額の十分の七に相当する額に係る部分とする。）の支給に要した費用の額（以下「療養費支給額」という。）との合計額から療養の給付費審査決定額と療養費支給額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額に九分の六を乗じて得た額

二 昭和五十九年一月一日から同年九月三十日までの間において高額療養費の支給に要した費用の額に九分の六を乗じて得た額

三 昭和五十九年十月一日から昭和六十年一月十日までの間の請求に係る法第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る療養の給付に要した費用の額であつて昭和六十年一月二十日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同期間の請求に係る一般被保険者に係る特定療養費の支給についての療養につき算定した費用であつて昭和六十年一月二十日現在において審査決定しているものの額及び昭和五十九年十月一日から同年十二月三十一日までの間における一般被保険者に係る療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）の合算額の十分の七に相当する額並びに同期間において一般被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額の合算額から当該合算額の百分の四十に相当する額を控除した額に三分の六を乗じて得た額

四 昭和五十九年一月一日から同年四月三十日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額と昭和五十九年度に係る同法第五十五条の規定による概算医療費拠出金の額（以下「概算医療費拠出金額」という。）の十二分の三に相当する額（昭和五十七年度に係る概算医療費拠出金額が昭和五十七年度に係る同法

第五十六条の規定による確定医療費拠出金の額（以下「確定医療費拠出金額」という。）を超えるときはその超える額の十二分の八に相当する額を控除して得た額とし、昭和五十七年度に係る概算医療費拠出金額が昭和五十七年度に係る確定医療費拠出金額に満たないときはその満たない額の十二分の八に相当する額を加算して得た額とする。）との合算額から当該合算額に七分の十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を控除した額

五 昭和五十九年度に係る概算医療費拠出金額の十二分の五に相当する額から当該額に七分の十を乗じて得た額に、昭和五十九年度におけるすべての市町村の国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金額等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第一項第一号に掲げる額の合算額の見込額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下同じ。）の合算額の見込額で除して得た率を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を控除した額

3 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十九年厚生省令第七号）附則第二項及び第三項の規定は、昭和五十九年十二月三十一日において、世帯主であるすべての被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）について一部負担金の割合を減じている市町村及び同日において同令附則第三項各号のいずれかに該当する市町村に係る前項第一号の額の算定について準用する。この場合において、同令附則第二項中「昭和五十八年十二月三十一日」とあるのは「昭和五十九年十二月三十一日」と、「市町村」に対して交付する昭和五十八年度分の調整交付金の算定」とあるのは「市町村についての国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第十五号。以下「省令第十五号」という。）附則第二項第一号に掲げる額の算定」と、「第四条第一項」とあるのは「同令第十五号」と、「附則第二項第一号に掲げる額の算定」と、「第四条第一項」とあるのは「市町村」と、「市町村」に対して交付する昭和五十八年度分の調整交付金の算定」とあるのは「市町村」と、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定」と、「第四条第一項」とあるのは「同令」と、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定」とあるのは「省令第十五号附則第三項において準用する国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令」と、「省令第七号附則第二項」とあるのは「省令第十五号附則第三項において準用する省令第七号附則第二項」と、「附則別表中「昭和五十八年」とあるのは「昭和五十九年」と読み替えるものとする。

4 新省令第四条第二項から第四項までの規定は、同条第二項に規定する一部負担金の割合軽減等市町村に係る附則第二項第三号に掲げる額の算定について準用する。この場合において同条第二項中「四月一日」とあるのは「十二月三十一日」と、「四月二日」とあるのは「一月一日」と読み替えるものとする。

5 昭和五十九年度における調整対象収入額の算定に当たっては、第五条第一項第一号中「前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における一般被保険者数の合計数を十二で除して得た数（以下「平均一般被保険者数」という。）とあるのは「昭和五十九年一月から同年十二月までの各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数から同年十二月三十一日における法第七十二条の二第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）の数の二分の一に相当する数を控除した数（以下「昭和五十九年度における平均被保険者数」という。）と、「第五条の二各号に掲げる額の合計額」とあるのは「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第十五号。以下「省令第十五号」という。）附則第六項各号に掲げる額の合計額」と、「平均一般被保険者数」とあるのは「昭和五十九年度における平均被保険者数」と、同項第二号中「一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等」という。）と保険料賦課期日における被保険者であつて昭和五十九年十二月三十一日において退職被保険者等である者に係る総所得金額等の合計額から地方税法第三百四十四条の二第二項の規定による控除を

した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額から、地方税法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（その金額が、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二第三項若しくは第三十七條第五項（同法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合）には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額）以下の場合に限る。）及び地方税法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（その金額が、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額以下の場合に限る。）の合計額を控除した額の二分の一に相当する額と、平均一般被保険者数とあるのは「昭和五十九年度における平均被保険者数」と、同条第四項中「とする。」を乗じて得た額」とあるのは「とす。」を乗じて得た額の二分の一に相当する額」とする。

6 昭和五十九年度における新省令第五條の二に規定する保険料軽減費交付金（以下「保険料軽減費交付金」という。）の額は、同條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の八に相当する額とする。

一 イに掲げる額に当該市町村の昭和五十九年度の保険料賦課期日（新省令第五條第一項第二号に規定する保険料賦課期日をいう。以下同じ。）における世帯であつて昭和六十年一月三十一日までの間に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三條の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が二十六万円以下である世帯であることが明らかとなつたもの（以下「二十六万円以下の全対象世帯」という。）に保険料賦課期日において属する被保険者の数の合計数を乗じて得た額とロに掲げる額に二十六万円以下の全対象世帯の数を乗じて得た額の合計額からイに掲げる額に二十六万円以下の全対象世帯の数を乗じて得た額を被保険者であつて昭和五十九年十二月三十一日において法第七二條の二第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）である者の数の合計数を乗じて得た額とロに掲げる額に二十六万円以下の全対象世帯のうち退職者世帯（昭和五十九年十二月三十一日において退職被保険者等のみが属する世帯をいう。以下同じ。）である世帯の数を乗じて得た額との合計額の二分の一に相当する額を控除した額

イ 昭和五十八年度の被保険者均等割の保険料率又は税率（昭和五十八年度の被保険者均等割の保険料率（税率を含む。以下同じ。）が昭和五十九年度の被保険者均等割の保険料率を超えるときは、昭和五十九年度の被保険者均等割の保険料率とする。）に十分の六を乗じて得た額と当該市町村の条例において二十六万円以下の全対象世帯の被保険者均等割の保険料率について減額するものとしていた額とのいずれか少ない額

二 イに掲げる額に当該市町村の昭和五十九年度の保険料賦課期日における世帯であつて昭和六十年一月三十一日までの間に地方税法第七百三條の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、二十六万円を超え、二十六万円と十九万円に当該世帯に保険料賦課期日において属する被保険者（世帯主を除く。）の数を乗じて得た額との合計額を超えない世帯であることが明らかとなつたもの（以下「二十六万円を超える全対象世帯」という。）に保険料賦課期日において属する被保険者の数の合計数を乗じて得た額とロに掲げる額に二十六万円を超える全対象世帯の数を乗じて得た額とイに掲げる額に二十六万円を超える全対象世帯に保険料賦課期日において属する被保険者であつて昭和五十九年十二月三十一日において退職被

保険者等である者の数の合計数を乗じて得た額とロに掲げる額に二十六万円を超える全対象世帯のうち退職者世帯である世帯の数を乗じて得た額との合計額の二分の一に相当する額を控除した額

イ 昭和五十八年度の被保険者均等割の保険料率（昭和五十八年度の被保険者均等割の保険料率が昭和五十九年度の被保険者均等割の保険料率を超えるときは、昭和五十九年度の被保険者均等割の保険料率とする。）に十分の四を乗じて得た額と当該市町村の条例において二十六万円を超える全対象世帯に属する被保険者の被保険者均等割の保険料率について減額するものとしていた額とのいずれか少ない額

ロ 昭和五十八年度の世帯別平等割の保険料率（昭和五十八年度の世帯別平等割の保険料率が昭和五十九年度の世帯別平等割の保険料率を超えるときは、昭和五十九年度の世帯別平等割の保険料率とする。）に十分の四を乗じて得た額と当該市町村の条例において二十六万円を超える全対象世帯の世帯別平等割の保険料率について減額するものとしていた額とのいずれか少ない額

7 新省令附則第六項から第九項までの規定は前項の場合について準用する。

8 昭和五十九年度における算定政令第四條第三項第二号に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金の額は、新省令第六條及び附則第十六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額に同條第二号、第九号及び第十号に掲げる額並びに新省令附則第十六項の規定による新省令附則第十四項第二号に掲げる額から同項第一号に掲げる額を控除して得た額に三分の二を乗じて得た額を加えた額とする。

一 昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採つた保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の額から当該額のうち退職被保険者等に係る額を控除した額（以下「一般減免額」という。）が、次のイからホまでに掲げる額の合計額から第二号から第七号までに掲げる場合に該当することにより交付される特別調整交付金の額を控除した額の百分の三に相当する額以上である場合

イ 附則第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に六分の九を乗じて得た額

ロ 附則第二項第三号に掲げる額に六分の三を乗じて得た額

ハ 昭和五十九年一月一日から同年四月三十日までの間に老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額と昭和五十九年度に係る概算医療費拠出金額の十二分の七に相当する額（昭和五十七年度に係る概算医療費拠出金額が昭和五十七年度に係る確定医療費拠出金額を超えるときはその超える額の十二分の八に相当する額を控除して得た額とし、昭和五十七年度に係る概算医療費拠出金額が昭和五十七年度に係る確定医療費拠出金額に満たないときはその満たない額の十二分の八に相当する額を加算して得た額とする。）との合計額から当該合計額に七分の十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を控除した額

ニ 昭和五十九年度に係る概算医療費拠出金額の十二分の一に相当する額から当該額に七分の十を乗じて得た額に、昭和五十九年度におけるすべての市町村の算定政令第二條第一項第一号に掲げる額の合計額の見込額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合計額の見込額で除して得た率を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を控除した額

ホ 新省令第四條第一項第三号に掲げる額

一 一般減免額の十分の八以内の額

二 前号イから二までに掲げる額の合計額（以下「イから二までの合計額」という。）のうち、流行病又は災害を原因とする疾病若しくは負傷に係る額の占める割合が十分の一を超える場合イから二までの合計額に当該超える割合を乗じて得た額の十分の八以内の額

とあるのは「0.000001691」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（昭和六三年三月三十一日厚生省令第二八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年における調整交付金から適用する。ただし、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第十六項の規定は昭和六十二年に係る調整交付金について適用する。

（昭和六十二年の特例）

2 昭和六十二年における調整対象需要額については、第四条第一項第二号中「において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは、「において老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）以下「老健法改正法」という。）附則第四条の規定による概算医療費拠出金の額と老健法改正法附則第六条、第九条第一項及び第十條の規定により算定される概算医療費拠出金の額との合計額（老健法改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた老健法改正法第一条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「旧老人保健法」という。）第五十五条の規定による昭和五十九年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和五十九年度概算医療費拠出金の額」という。）が旧老人保健法第五十六条の規定による同年度の確定医療費拠出金の額（以下「昭和五十九年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、その超える額に係る老人保健法第五十四条第二項の規定による調整金額（以下「調整金額」という。）との合計額を、旧老人保健法第五十五条の規定による昭和六十年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十年度概算医療費拠出金の額」という。）が旧老人保健法第五十六条の規定による同年度の確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、その超える額と、昭和六十年度概算医療費拠出金の額とをそれぞれ控除して得た額とし、昭和六十年度概算医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額に十二分の四を乗じて得た額と、その満たない額に係る調整金額との合計額を、昭和六十年度概算医療費拠出金の額が昭和六十年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、その超える額と、昭和六十年度概算医療費拠出金の額とをそれぞれ加算して得た額とする。」と、「老人保健医療費拠出金額」とあるのは「老健法改正法附則第四条の規定による概算医療費拠出金の額と老健法改正法附則第六条、第九条第一項及び第十條の規定により算定される概算医療費拠出金の額との合計額（昭和五十九年度概算医療費拠出金の額が昭和五十九年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、その超える額と、昭和五十九年度概算医療費拠出金の額とをそれぞれ控除して得た額とし、昭和五十九年度概算医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額に十二分の四を乗じて得た額と、その満たない額に係る調整金額に十二分の五を乗じて得た額を、昭和六十年度概算医療費拠出金の額が昭和六十年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、その超える額と、昭和六十年度概算医療費拠出金の額とをそれぞれ加算して得た額とする。）に」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（昭和五十九年度概算医療費拠出金の額が昭和五十九年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、その超える額に係る調整金額に十二分の七を乗じて得た額に七分の十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とし、昭和五十九年度概算医療費拠出金の額が昭和五十九年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額に係る調整金額に十二分の七を乗じて得た額に七分の十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を加算して得た額とする。）とする。

附則（平成元年三月三十一日厚生省令第二二号）抄

1（施行期日）この省令は、公布の日から施行し、昭和六十三年における調整交付金から適用する。ただし、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第十八項の規定は昭和六十三年に係る調整交付金について適用する。

（昭和六十三年の特例）

2 昭和六十三年における調整対象需要額については、第四条第一項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の四十及び昭和六十三年における法附則第十一項の規定による繰入金」と、同項第二号中「において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（とあるのは、「において老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）以下「老健法改正法」という。）附則第六条、第九条第一項及び第十條の規定により算定される昭和六十二年の概算医療費拠出金の額に十二分の四を乗じて得た額（老健法改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた老健法改正法第一条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「旧老人保健法」という。）第五十五条の規定による昭和六十年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十年度概算医療費拠出金の額」という。）が旧老人保健法第五十六条の規定による同年度の確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、その超える額と、その超える額に係る老人保健法第五十四条第二項の規定による調整金額（以下「調整金額」という。）との合計額に十二分の四を乗じて得た額を、老健法改正法附則第四条の規定による昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年度概算医療費拠出金の額」という。）が老健法改正法附則第五条の規定による同年度の確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、その超える額と、昭和六十一年度概算医療費拠出金の額とをそれぞれ控除して得た額とし、昭和六十一年度概算医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額に十二分の四を乗じて得た額と、その満たない額に係る調整金額との合計額を、昭和六十一年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、その超える額と、昭和六十一年度概算医療費拠出金の額とをそれぞれ加算して得た額とする。」と、「老人保健医療費拠出金額」とあるのは「昭和六十一年度の額」と、「控除した額」とあるのは「控除した額と、老健法改正法附則第六条の規定による昭和六十三年年度の概算医療費拠出金の額に十二分の八を乗じて得た額（以下「昭和六十三年年度の額」という。）から昭和六十三年年度の額と昭和六十三年年度の額に十分の十を乗じて得た額に平均医療給付率を乗じて得た額から昭和六十三年年度の額を控除して得た額に十分の四を乗じて得た額との合算額の百分の四十に相当する額を控除した額との合算額」とする。

3 昭和六十三年における調整対象収入額については、第五条第四項中「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第一号中「一万八千二百四十七円三十九銭」とあるのは「二万二千四百七十七円十六銭」と、「0.1888」とあるのは「0.2309」と、「760円55銭」とあるのは「760円97銭」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・一四七八二七」とあるのは「〇・一四〇九七七」と、「0.000001513」とあるのは「0.000001439」と、「0.0007691」とあるのは「0.0007695」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成二年三月三十一日厚生省令第二九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成元年度における調整交付金から適用する。ただし、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第二十項の規定は平成元年度に係る調整交付金について適用する。

（平成元年度の特例）

2 平成元年度における調整対象需要額については、第四条第一項第一号中「当該合算額の百分の四十に相当する額」とあるのは、「当該合算額から平成元年度における法附則第十一項の規定に

よる繰入金に相当する額を控除した額の百分の四十に相当する額及び当該繰入金に相当する額」と、同項第二号中「において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「における老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）以下「老健法改正法」という。）附則第六条の規定による昭和六十三年年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額」という。）に十二分の四を乗じて得た額（同法附則第四条の規定による昭和六十一年年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額」という。）が同法附則第五条の規定による同年度の確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、当該超える額と当該超える額に係る老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第二項の規定による調整金額（以下「調整金額」という。）との合計額に十二分の四を乗じて得た額を控除して得た額」と、昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該満たない額と当該満たない額に係る調整金額との合計額に十二分の四を乗じて得た額を加算して得た額とする。」と、老健法改正法附則第六条の規定による平成元年度の概算医療費拠出金の額（以下「平成元年度概算医療費拠出金の額」という。）に十二分の人を乗じて得た額（同法附則第六条、第九條第一項及び第十條の規定により算定される昭和六十一年年度の概算医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額」という。）が同法附則第七條、第九條第二項において準用する同条第一項及び第十條の規定により算定される同年度の確定医療費拠出金の額（以下「昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額」という。）を超えるときは、当該超える額と当該超える額に係る調整金額との合計額に十二分の人を乗じて得た額を控除して得た額とし、昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該満たない額と当該満たない額に係る調整金額との合計額に十二分の人を乗じて得た額を加算して得た額とする。」との合算額」と、「当該期間における老人保健医療費拠出金額に七分の十を乗じて得た額」とあるのは、「昭和六十三年年度概算医療費拠出金の額に十二分の四を乗じて得た額と平成元年度概算医療費拠出金の額に十二分の人を乗じて得た額との合算額（以下「概算分」という。）と概算分を控除した額に十分の四を乗じて得た額」と、「百分の四十に相当する額」とあるのは「から概算分を控除した額に十分の四を乗じて得た額（昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該超える額と当該超える額に係る調整金額との合計額に七分の十を乗じて得た額に平均医療給付率を乗じて得た額に十二分の人を乗じて得た額を、昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該超える額と当該超える額に係る調整金額との合計額に七分の十を乗じて得た額に平均医療給付率を乗じて得た額を、それぞれ控除して得た額とし、昭和六十一年年度概算医療費拠出金の額が昭和六十一年年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該満たない額と当該満たない額に係る調整金額との合計額に七分の十を乗じて得た額に平均医療給付率を乗じて得た額を、それぞれ控除して得た額とする。」の百分の四十に相当する額」とする。

3 平成元年度における調整対象収入額については、第五條第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「二万五千五百三十七円十二銭」とあるのは「二万五千六百二十一円七十一銭」と、「〇・2407」とあるのは「〇・2401」と、「770円5銭」とあるのは「923円38銭」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・141878」とあるのは「〇・141312」と、「〇・007702」とあるのは「〇・008136」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成三年三月三〇日厚生省令第二五号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成二年度における調整交付金から適用する。
（平成二年度の特例）

2 平成二年度における調整対象需要額については、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条並びに老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）以下「老健法改正法」という。）附則第六條、第七條、第九條及び第十條の規定により算定した平成元年度の老人保健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）の額に十二分の人を乗じて得た額と、老人保健法第五十四條及び第五十五條並びに老健法改正法附則第六條及び第七條の規定により算定した平成二年度の老人保健医療費拠出金の額に十二分の人を乗じて得た額との合算額」と、当該期間における老人保健医療費拠出金の額とあるのは「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）以下「改正前の算定政令」という。）附則第十一項において準用する附則第十項の規定により読み替えられた改正前の算定政令第二條第一項第二号に掲げる額に十二分の人を乗じて得た額と政令第六十三号附則第二條第一項により読み替えられた国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第二條第一項第二号に掲げる額に十二分の人を乗じて得た額との合算額」とする。

3 平成二年度における調整対象需要額については、新調交省令第四條第一項中「前々年度の基準超過費用額」とあるのは「昭和六十三年年度の基準超過費用額に二分の一を乗じて得た額」とする。

4 平成二年度における調整対象収入額については、新調交省令第五條第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「三万九百三十五円二十六銭」とあるのは「三万一千五百八十五円三十七銭」と、「〇・2806」とあるのは「〇・2846」と、「775円25銭」とあるのは「995円42銭」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・11524」とあるのは「〇・11637」と、「〇・000001106」とあるのは「〇・000001107」と、「〇・006347」とあるのは「〇・007152」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成四年三月三〇日厚生省令第二〇号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成三年度における調整交付金から適用する。
（平成三年度の特例）

2 平成三年度における調整対象需要額については、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（平成三年法律第八十九号）による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「旧老健法」という。）第五十四條及び第五十五條並びに老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）以下「法律第六十号」という。）附則第六條及び第七條の規定により算定した平成二年度の老人保健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）の額に十二分の人を乗じて得た額と、老人保健法第五十四條並びに旧老健法第五十五條並びに法律第六十号附則第六條及び第七條の規定により算定することとした場合の平成三年度の老人保健医療費拠出金の額に十二

分の八を乗じて得た額との合算額」と、「当該期間における老人保健医療費拠出金額」とあるのは、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二年政令第六十三号。以下「政令第六十三号」という。）附則第二条第一項により読み替えられた国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第二条第一項第二号に掲げる額に十二分の四を乗じて得た額と政令第六十三号附則第三条第一項において準用された政令第六十三号附則第二条第一項により読み替えられた国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第二条第二号に掲げる額に十二分の八を乗じて得た額との合算額」とする。

3 平成三年度における調整対象収入額については、新調交省令第五号第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「三万二千二百四十四円二十二銭」とあるのは「三万二千四百五十四円四十七銭」と、「0.2825」とあるのは「0.2842」と、「830円78銭」とあるのは「852円00銭」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「0.117615」とあるのは「0.113870」と、「0.000001003」とあるのは「0.000001057」と、「0.006083」とあるのは「0.006334」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成五年三月三〇日厚生省令第一五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成四年度における調整交付金から適用する。（平成四年度の特例）

2 平成四年度における調整対象需要額については、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（平成三年法律第八十九号。以下「法律第八十九号」という。）附則第九条第一項第一号に規定する旧老健法の規定に基づき算定された平成三年度の概算医療費拠出金の額に十二分の二を乗じて得た額と同項第二号及び第三号の規定によりそれぞれ算定された額とを合計した額（老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十号）附則第六条の規定により算定された平成元年度の概算医療費拠出金の額（以下「平成元年度概算医療費拠出金の額」という。）が同法附則第七条の規定により算定された同年度の確定医療費拠出金の額（以下「平成元年度確定医療費拠出金の額」という。）を越えるときは、当該合計した額からその超える額とを越える額に係る老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第二項により算定された調整金額（以下「調整金額」という。）との合計額に十二分の四を乗じて得た額とを控除して得た額とし、平成元年度概算医療費拠出金の額が平成元年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該合計した額にその満たない額とを満たない額に係る調整金額との合計額に十二分の四を乗じて得た額を加算して得た額とする。」と、老人保健法第五十四条及び第五十五条並びに法律第八十九号による改正前の老人保健法第五十五条及び第五十六条の規定により算定された平成四年度の老人保健法の規定による医療費拠出金の額に十二分の八を乗じて得た額との合算額」と、「当該期間における老人保健医療費拠出金額」とあるのは「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二年政令第六十三号）附則第三条第一項において読み替えて準用された同法附則第二条第一項により読み替えられた国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（以下「算定政令」という。）第二条第一項第二号に掲げる額に十二分の四を乗じて得た額と国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成五年政令第六十二号）による改正後の算定政令第十項の規定により読み替えられた同法第二条第一項第二号に掲げる額に十二分の八を乗じて得た額との合算額」とする。

3 平成四年度における調整対象収入額については、新調交省令第五号第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「三万四千九百八円三十一銭」とあるのは「三万五千四百十六円二十二銭」と、「0.2827」とあるのは「0.2916」と、「863円88銭」とあるのは「300円」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「0.115181」とあるのは「0.113889」と、「0.000000989」とあるのは「0.000001102」と、「0.006081」とあるのは「0.0061」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成六年三月三〇日厚生省令第二五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成五年度における調整交付金から適用する。（平成五年度の特例）

2 平成五年度における調整対象需要額については、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法第五十四条及び第五十五条並びに老人保健法等の一部を改正する法律（平成三年法律第八十九号。以下「法律第八十九号」という。）による改正前の老人保健法第五十五条及び第五十六条の規定により算定された平成四年度の老人保健法の規定による医療費拠出金の額に十二分の四を乗じて得た額と、老人保健法第五十四条及び第五十五条並びに法律第八十九号附則第九条及び第十条の規定により算定された平成五年度の老人保健法の規定による医療費拠出金の額に十二分の八を乗じて得た額との合算額」と、「当該期間における老人保健医療費拠出金額」とあるのは「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（以下「算定政令」という。）第二条第一項第二号に掲げる額に十二分の四を乗じて得た額と国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成六年政令第九十八号）による改正後の算定政令第十項の規定により読み替えられた同法第二条第一項第二号に掲げる額に十二分の八を乗じて得た額との合算額」とする。

3 平成五年度における調整対象収入額については、新調交省令第五号第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「三万八千八百三十五円三十六銭」とあるのは「三万九千八百八十一円四十二銭」と、「0.2977」とあるのは「0.2999」と、「900円94銭」とあるのは「966円66銭」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「0.114083」とあるのは「0.112918」と、「0.000000924」とあるのは「0.000001069」と、「0.006342」とあるのは「0.006081」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成六年九月九日厚生省令第五六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法施行規則第二十二條ノ三の改正規定、同令第四十四條ノ一の改正規定、同令第九十九條の改正規定、同令様式第七号の改正規定及び同令様式第八号の改正規定、第三条中船員保険法施行規則の目次の改正規定（福祉施設）を「福祉事業」に改める部分に限る。）同令第二章の章名の改正規定、同令第八十二條ノ三第二項第五号の改正規定、同令第八十二條ノ十第一項の改正規定、同令第八十二條ノ十ノ二第一項の改正規定及び同令第二章第九節ノ三の節名の改正規定、第四条中健康保険法施行規則第十六條の改正規定及び同令第十九

条の改正規定並びに第五条中国民健康保険の調整交付金の算定に関する省令第四条の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。） 平成七年四月一日

附則（平成七年三月三十一日厚生省令第二八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成六年度における調整交付金から適用する。（平成六年度の特例）

2 平成六年度における調整対象需要額については、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調査省令」という。）第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条及び第五十五条並びに老人保健法等の一部を改正する法律（平成三年法律第八十九号）附則第九条及び第十條の規定により算定された平成五年度の老人保健法の規定による医療費拠出金の額に十二分の四を乗じて得た額」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・一二三三三」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇六六九二」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇〇八八〇」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇〇八九一」と、「〇・〇〇〇〇六六九二」とあるのは「〇・〇〇〇〇六六八六」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

（施行期日）

3 平成六年度における調整対象収入額については、新調査省令第五条第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「四万四千七百五十七円七角」とあるのは「四万六千八百九十八円七角」と、「〇・三〇三八」とあるのは「〇・三一二五」と、「八八〇円六十一銭」とあるのは「八八〇円五十四銭」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・一二三三三」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇六六九二」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇〇八八〇」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇〇八九一」と、「〇・〇〇〇〇六六九二」とあるのは「〇・〇〇〇〇六六八六」と読み替えて同号の規定に基づき算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

附則（平成七年五月二十五日厚生省令第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成八年三月二十七日厚生省令第一八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項及び第四項の規定は平成七年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十三項から第十六項までの規定及び次項から第五項までの規定は平成七年度に係る調整交付金について適用する。（平成七年度の特例）

（施行期日）

2 平成七年度における調整対象需要額については、改正後の第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条及び第五十六条の規定により算定された平成六年度の同法の規定による医療費拠出金の額に十二分の四を乗じて得た額」と老人保健法第五十四条並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条並びに同法第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条及び第五十六条の規定により算定された平成七年度の老人保健法の規定による医療費拠出金の額に十二分の八を乗じて得た額」との合算額（以下この項において「平成七年度調整交付金対象老人保健医療費拠出金額」という。）と、「当該期間における老人保健医療費拠出金額」とあるのは「平成七年度調整交付金対象老人保健医療費拠出金額」とする。

3 平成七年度における調整対象収入額については、改正後の第五条第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「四万三千三百九十九円五十四銭」とあるのは「四万八千二百二十六円八十四銭」と、「〇・三一二〇三」とあるのは「〇・三一二三六」と、「八六二円五十七銭」とあるのは「八五八円七角六分」と読み替えて同号の規定を適用して算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・一一七二七」とあるのは「〇・一二三四八」と、「〇・〇〇〇〇〇〇八四五」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇〇〇八八八」と、「〇・〇〇七三三三」とあるのは「〇・〇〇七三三三」と読み替えて同号の規定を適用して算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

4 平成七年度における特別調整交付金の額については、改正後の附則第十六項第二号中「同法第五十五条第三項に規定する上限割合」とあるのは「百分の二十二」と、「上限割合（当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の二十一」を超えるときは百分の二十二」と、「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは「百分の二十」を超えるときは百分の二十一」とする。

5 前項の規定による平成七年度における特別調整交付金の額の算定についての当該年度における老人保健医療費拠出金額から控除する額については、国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定は、適用しない。

附則（平成九年三月二十六日厚生省令第三三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項の規定は平成八年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十三項から第十六項までの規定及び次項から第五項までの規定は平成八年度に係る調整交付金について適用する。（平成八年度の特例）

（施行期日）

2 平成八年度における調整対象需要額については、改正後の第四条第一項第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額（以下「老人保健医療費拠出金額」という。）とあるのは「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八条並びに同法第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条及び第五十六条の規定により算定された平成七年度の同法の規定による医療費拠出金の額に十二分の四を乗じて得た額」と老人保健法第五十四条並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条並びに同法第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条及び第五十六条の規定により算定された平成八年度の老人保健法の規定による医療費拠出金の額に十二分の八を乗じて得た額」との合算額（以下この項において「平成八年度調整交付金対象老人保健医療費拠出金額」という。）と、「当該期間における老人保健医療費拠出金額」とあるのは「平成八年度調整交付金対象老人保健医療費拠出金額」とする。

3 平成八年度における調整対象収入額については、改正後の第五条第四項中「当該市町村の基準応益割額」とあるのは「第一項第一号中「四万六千六百五十三円六角」とあるのは「四万八千九百八十八円五十七銭」と、「〇・三二二一六」とあるのは「〇・三三二二一」と、「八四九円一八銭」とあるのは「八九九円二角三銭」と読み替えて同号の規定を適用して算定した当該市町村の基準応益割額」と、「当該市町村の基準応能割率」とあるのは「第一項第二号中「〇・一二四九五」とあるのは「〇・一二四六二」と、「〇・〇〇〇〇〇〇八二五」とあるのは「〇・〇〇〇〇〇〇〇八九四」と、「〇・〇〇七四七四」とあるのは「〇・〇〇七四七四」と読み替えて同号の規定を適用して算定した当該市町村の基準応能割率」とする。

4 平成八年度における特別調整交付金の額については、改正後の附則第十六項第二号中「同法第五十五条第三項に規定する上限割合」とあるのは「百分の二十四」とする。

5 前項の規定による平成八年度における特別調整交付金の額の算定についての当該年度における老人保健医療費拠出金額から控除する額については、国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定は、適用しない。

附則（平成九年八月二十九日厚生省令第六六号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日厚生省令第四二二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第五条第一項及び第四項の規定は平成九年度分の調整交付金から適用し、改正後の同令附則第十三項から第十九項までの規定は平成九年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一〇年六月一七日厚生省令第六三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成一一年三月二五日厚生省令第二五五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日厚生省令第四八八号）抄
（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八項を削る改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

2 改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新省令」という。）

第四条第一項第一号イ及び附則第十二項の規定は平成十年度に係る調整交付金から適用し、新省令第五条第一項の規定は平成十年度分の調整交付金から適用し、新省令附則第十三項から第十九項までの規定は平成十年度に係る調整交付金について適用する。

3 附則第八項を削る改正規定は、平成十一年度分の調整交付金から適用し、平成十年度分までの調整交付金については、なお従前の例による。

附則（平成一二二年三月二九日厚生省令第五二二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二二年三月三一日厚生省令第七三三号）抄
（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第九号イの改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の第五条第一項、第七条及び別表第四の規定は平成十一年度分の調整交付金から適用し、この省令による改正後の附則第十三項から第十九項までの規定は平成十一年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一二二年二月一三日厚生省令第一四四号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第八条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成十三年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第七八号）抄
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第十三項の規定は、平成十四年度以後の年度分の調整対象収入額から適用し、平成十三年度分までの調整対象収入額については、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月二九日厚生労働省令第五三三号）抄
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二項の規定は平成十四年度分の調整交付金から適用し、改正後の第五条第一項及び附則第十四項の規定は平成十三年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十五項から第二十一項までの規定は平成十三年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一五年二月二七日厚生労働省令第一七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交付金」という。）の規定は、平成十四年度分の調整交付金から適用する。ただし、同年度の九月三十日以前の期間に係る新調交付金第四条第一項第一号イ、第三項、第五項並びに第六項第五号及び第六号並びに別表第一の規定による費用の算定並びに同年度における調整対象収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成十四年度における新調交付金第四条第一項第二号の規定による費用の額の算定については、同号中「当該期間における国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第二条第一項第二号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは、「前年度の一月一日から当該年度の九月三十日までの間における健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第二百八十二号）による改正前の国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第二十項に規定する退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額の二分之一に相当する額、当該年度の十月一日から十一月三十日までの間における国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第二条第一項第二号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の二分之一に相当する額及び当該年度の十二月一日から同月三十一日までの間における同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合算額」とする。

附則（平成一五年三月二八日厚生労働省令第六二二号）抄
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項の規定は平成十四年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十五項から第二十項までの規定は平成十四年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第六三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第八二二号）抄
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項の規定は平成十五年度分の調整交付金から、改正後の附則第十三項及び第十四項の規定は平成十六年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十五項から第十七項までの規定は平成十五年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一七年三月三一日厚生労働省令第六一六号）抄
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項及び第四項の規定は平成十六年度分の調整交付金から、改正後の附則第八項及び第九項の規定は平成十七年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十六項及び第十七項の規定は平成十六年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一七年四月一日厚生労働省令第八五五号）抄
（施行期日）

この省令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行し、第一条の規定による改正後の規定は平成十七年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成一七年八月三〇日厚生労働省令第一三三三号）
 この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条の規定は、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成一七年二月一四日厚生労働省令第一七一七号）
 この省令は、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百六十三号）の施行の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第八四四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項及び第四項の規定は平成十七年度分の調整交付金から、改正後の附則第十二項の規定は平成十八年度分の調整交付金から適用し、改正後の附則第十六項及び第十七項の規定は平成十七年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成一八年四月二二日厚生労働省令第一二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

附則（平成一八年六月二二日厚生労働省令第一三二二号）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第十八項の規定は平成十八年度分の調整交付金から適用し、第二条の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第六条の第三項の規定は平成二十年年度分の負担金から適用する。

附則（平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（国民健康保険の調整交付金の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第七条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）の規定は、平成十八年度分の調整交付金から適用する。ただし、同年度の九月三十日以前の期間に係る新調交省令第四条、第六条及び別表第一の規定による費用の額の算定並びに同年度における調整対象収入額の算定については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二九日厚生労働省令第三二六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項及び第四項並びに別表第一の規定は平成十八年度分の調整交付金から、改正後の附則第七条及び第八条の規定は平成十八年度に係る調整交付金について適用する。ただし、同年度の九月三十日以前の期間に係る別表第一の規定による費用の算定については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七四四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）第五条第一項及び第四項、附則第二条から第五条の三まで、第六条の二並びに第七条の規定は平成十九年度分の調整交付金から、新調交省令附則第八条の規定は平成十九年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（国民健康保険の調整交付金の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 市町村（特別区を含む、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）を除く。）については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第一項の規定により読み替えられた同令第四条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「前期高齢者納付金」とあるのは「前期高齢者納付金及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金」とする。
 2 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第二項の規定により読み替えられた、同令附則第二条の規定により読み替えられた同令第四条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「前期高齢者納付金」とあるのは「前期高齢者納付金及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金」と、「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第九条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

附則（平成二〇年二月一九日厚生労働省令第一七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第九三三号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）第五条第一項、第三項及び第四項、第七条第一項、附則第二条、附則第四条の二並びに別表第一の規定は、平成二十年年度分の調整交付金から適用し、新調交省令附則第六条及び附則第六条の二の規定は、平成二十年年度に係る調整交付金について適用する。

附則（平成二二年四月三〇日厚生労働省令第一〇八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第九四九号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第一項、第五条第一項、第三項及び第四項、第七条第一項並びに別表第四の規定は、平成二十一年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成二二年五月一九日厚生労働省令第七二一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第一項、第六条第二号及び第七条第三項並びに附則第二条の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成二三年三月二八日厚生労働省令第二八八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用し、平成二十一年度分以前の調整交付金については、なお従前の例による。この場合において、平成二十二年度分の調整交付金の算定に当たっては、改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第六条第三号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十二年九月十三日から同年十二月三十一日まで」とする。

附則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四四四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第五条の規定は、平成二十三年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成二五年三月二一日厚生労働省令第二四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年三月二八日厚生労働省令第四一〇号)
この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二五年三月二九日厚生労働省令第四五〇号)
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から施行し、平成二十四年度の補助金から適用する。

附則 (平成二六年三月二八日厚生労働省令第二九〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年三月二八日厚生労働省令第三一〇号)
この省令は、公布の日から施行し、平成二五年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二六年三月三一日厚生労働省令第五四〇号)
この省令は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第三二〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二六年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第六五〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二六年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第五五〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二七年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第六六〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二七年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二九年三月三一日厚生労働省令第五一〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二八年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成二九年八月三一日厚生労働省令第九二〇号)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月一六日厚生労働省令第二四〇号)
抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

第三条 (国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第二条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、平成三十年年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇〇号)
抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月二七日厚生労働省令第三一九〇号)
抄
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二九年年度分の調整交付金から適用する。

附則 (平成三一年一月三一日厚生労働省令第八〇号)
抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
この省令による改正後の規定は、平成三十年年度分の特別調整交付金から適用し、平成二十九年度分の特別調整交付金については、なお従前の例による。この場合において、平成三十年年度分の特別調整交付金の額の算定については、改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額

の算定に関する省令第六条第一号ハ中「千分の千五百五十五」とあるのは「千分の十一(平成三十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた一部負担金の減免に関して交付する特別調整交付金の額の算定にあつては、八百八十五分の九百九十九)」と、平成三十一年度分の特別調整交付金の額の算定については、同号ハ中「千分の千五百五十五」とあるのは「八百八十五分の九百九十九(平成三十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた一部負担金の減免に関して交付する特別調整交付金の額の算定にあつては、八百七十分の九百九十九)」と、平成三十二年度分の特別調整交付金(平成三十二年一月一日から同年九月三十日までの間における特別調整交付金に限る。)の額の算定については、同号ハ中「千分の千五百五十五」とあるのは「八百七十分の九百九十九」とする。

附則 (平成三一年三月二七日厚生労働省令第三八〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、平成三十年年度分の調整交付金から適用する。

附則 (令和二年三月二七日厚生労働省令第四六〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和元年度分の調整交付金から適用する。

附則 (令和二年三月三一日厚生労働省令第七五〇号)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三一日厚生労働省令第六六〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和二年度分の調整交付金から適用する。

附則 (令和三年三月三一日厚生労働省令第八三〇号)
抄
(施行期日)

第一条 この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

第三条 (国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第二条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(以下この条において「新調交省令」という。)の規定は、令和三年年度分の特別調整交付金から適用する。ただし、令和三年三月三十一日以前の期間に係る新調交省令第六条の規定による特別調整交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (令和三年九月一五日厚生労働省令第一五四〇号)
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年三月二三日厚生労働省令第四〇〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和三年年度分の調整交付金(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。)から適用する。

附則 (令和五年三月二四日厚生労働省令第二六〇号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和四年度分の調整交付金(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。)から適用する。

附則 (令和五年七月二〇日厚生労働省令第九五〇号)
この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附則 (令和六年一月一七日厚生労働省令第四〇号)
抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年一月一七日厚生労働省令第五〇号)
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日厚生労働省令第六四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和五年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

附則（令和六年三月二十九日厚生労働省令第七一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第4条関係）

対象被保険者に係る一部負担金に相当する額による区分	費用の額の3割に相当する額	費用の額の2割に相当する額	費用の額の1割5厘に相当する額	費用の額の1割に相当する額	費用の額の0.5割に相当する額
当該対象被保険者が法第42条第1項第1号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘すべき調整率	1.0000	0.9319	0.7949	0.4194	1.5399
当該対象被保険者が法第42条第1項第2号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘すべき調整率	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
当該対象被保険者が法第42条第1項第3号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘すべき調整率	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
当該対象被保険者が法第42条第1項第4号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乘すべき調整率	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注)

- 「対象被保険者」とは、第4条第2項に規定する措置の対象となる一般被保険者をいう。
- 「費用の額」とは、対象被保険者に係る療養の給付に要する費用の額、入院時食事療養費の支給に要する費用の額、入院時生活療養費の支給に要する費用の額、保険外併用療養給付費の支給に要する費用の額（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第42条第1項第1号から第4号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額、食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要する費用の額又は生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要する費用の額をいう。
- 対象被保険者に係る一部負担金に相当する額については「費用の額の3割に相当する額」とは、「費用の額の2.5割を超え、3割以下に相当する額」を、「費用の額の2.5割に1割に相当する額」とは、「費用の額の2割を超え、2.5割以下に相当する額」を、「費用の額の2割に1割に相当する額」とは、「費用の額の1.5割を超え、2割以下に相当する額」を、「費用の額の1.5割に1割に相当する額」とは、「費用の額の1割を超え、1.5割以下に相当する額」を、「費用の額の1割に1割に相当する額」とは、「費用の額の0.5割を超え、1割以下に相当する額」を、「費用の額の0.5割に1割に相当する額」とは、「費用の額の0.5割以下に相当する額（ただし0の場合を除く。）」をいう。

別表第一の二（第6条関係）

施設区分	1施設当たり額（基本額と加算額との合算額）	加算額（年間入院件数が1件以上ある場合）
基本額		

別表第二（第6条関係）	歳出予算科目	歳入予算科目	備考
上の施設	年間診療実日数130日未満の施設	診療収入	診療報酬収入、一部負担金収入、食事療養標準負担額収入、生活療養標準負担額収入
	年間診療実日数260日以上の施設	入院収入	診療報酬収入、一部負担金収入、食事療養標準負担額収入、生活療養標準負担額収入

別表第三（第6条関係）	目的別区分	備考
研究研修費	研究研修費	研究研修費
	研究研修費	研究研修費
医療費	医療用機械器具費、医療用消耗器材費、医薬品衛生材料費、寝具費	医療用機械器具費、医療用消耗器材費、医薬品衛生材料費、寝具費
	給食費	給食費
公債費	公債費	公債費
	公債費	公債費

施設を中心として半径4km以内の人口（巡回診療車（船）は診療区域における対象人口）	1施設当たり額（基本額と加算額との合算額）	加算額（年間入院件数が1件以上ある場合）
500人以下	89,031円×年間診療実日数	17,831円×年間入院日数
501人以上1,000人以下	71,521円×年間診療実日数	
1,001人以上2,000人以下	67,929円×年間診療実日数	
2,001人以上	63,069円×年間診療実日数	